

《メディックNET》運用規則

(目的)

第1条 この規則は、《メディックNET》協議会(以下「協議会」という。)が運用する診療情報ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 利用者とは、協議会入会者のうちこの規則に定めるID、パスワード等の登録を完了し、デジタル証明書が発行された者をいう。

2 ネットワークに参加し、利用を希望する者は、ネットワーク参加申込書(様式第1号)を協議会事務局に提出しなければならない。

(利用者の責務)

第3条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、診療情報の閲覧を行う端末機にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しておかなければならない。
- (2) 利用者は、与えられたID番号及びパスワード(以下「ID番号等」という。)を適切に管理するとともに、ID番号等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。
- (3) パスワードは、一定期間内に更新しなければならない。
- (4) ネットワークを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的での利用、閲覧以外は、複製・公開・提供してはならない。
- (5) 利用者は、ネットワークを利用するに際し、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)などの関係法令を遵守しなければならない。

(利用時間)

第4条 ネットワークの利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守を行うときは、利用者に対してネットワークを通じ、事前に通知した上で運用を停止し、不定期に必要な保守点検・修理を行うときは、予告なく運用を停止するものとする。

2 VPN内に複数設置されるサーバー個別の利用時間に関しては、その管理責任者に置いて定めるものとする。

(運用方法)

第5条 診療情報開示医療機関の診療情報を閲覧しようとするとき及び医療機関自らが保有する診療情報を他の医療機関等閲覧させようとするときは、患者本人若しく

は家族等から同意書を取得しなければならない。

2 前項の同意書を取得した医療機関等は、診療情報を保有する医療機関若しくは診療情報を閲覧する医療機関等に対し、同意書の写しを送付する。

3 同意書を受理した情報開示医療機関は、その同意書が適正と確認できるときは、すみやかに同意書を取得した医療機関等に対し、当該患者の診療情報を開示する設定を行う。

4 同意書及び同意書の写しは、同意撤回書が提出されるまでの間、それぞれの医療機関等で保管しなければならない。

5 患者本人若しくは家族等から同意撤回書が提出されたときは、第2項の規定により処理を行い、情報開示医療機関は、当該患者の診療情報の開示を停止する設定を行う。

(苦情等処理)

第6条 ネットワーク利用者及び同意を得た患者、家族からの苦情等については、必要に応じて協議会で協議を行い、対策を講じるものとする。

(情報の利用)

第7条 ネットワークを介して得た診療情報等を学会での発表等に利用する場合は、情報開示施設の承認を得るものとする。

(補足)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この規則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。